



NEWS LETTER

NPO法人
ウィメンズネット

「らいず」



DV被害に悩む女性と子どもをサポートするNPO URL <http://www.npo-rise.info>

編集・発行 ウィメンズネット「らいず」広報部会 事務局〒310-0024 水戸市備前町2-5-415 TEL 029-221-7242 FAX 029-225-6131

若い力で「暴力の連鎖」を断ち切ろう 水戸市と協働「メンタル・フレンド派遣事業」に取り組んで

2010年度から水戸市が市民団体にアイデアを公募した「みと協働大作戦“わくわくプロジェクト”」。「らいず」は、「対人関係により心に傷を抱えた子どもたちへのメンタル・フレンド派遣事業」を水戸市子ども課と協働提案し、3年継続事業として取り組みました。



学生と水戸市、「らいず」による研修・交流会＝ミオス

シェルターに入居した母親のそばで、不安なまなざしを向ける子どもたち。その多くが、突然の転校や友達との別れを経験し、新しい環境への不安、自分自身への虐待やDVの目撃により大人への不信や恐怖、怒りの感情を抱えながらシェルターにやってきます。暴力の被害体験が、将来、暴力の加害行為へと繋がる可能性も調査や研究で指摘されるなか、こうした子どもたちに、母親とは別の形で支援を提供し、次の世代への暴力の連鎖を断ち切りたい、と水戸市子ども課と共同で企画・提案したのが、「メンタル・フレンド派遣事業」でした。

2010年から3年間、延べ24家族、35人の就学児童のもとに、茨城大学や常磐大学など地元の大学生・大学院生を派遣。就学年齢前の保育園児から中学3年の受験生まで、年齢もニーズもさまざまです。

派遣された学生は、単なる「家庭教師」とは異なる視点で、時には遊びやおしゃべり、時には学習にと、その時々様子を汲み取りながら臨機応変に対応し、親や先生、あるいは同年代の友達とも違う触れ合いで、子どもたちとの信頼関係を築いてきました。今では、家庭内でのDVや虐待の体験だけでなく、いじめなどで不登校になっている子どもや、学習障害がみられる子どもたちにも派遣されています。

「わくわくプロジェクト」は最大3年間が実施期限。毎年の審査を経て、3年間の事業継続は異例とのこと。最終年がまもなく終了ですが、水戸市では次年度以降の事業継続に向けて新たな予算措置を検討しています。(坂場)

3年間の成果と今後への期待

寄稿

水戸市地域振興課

協働事業提案制度「わくわくプロジェクト」は、NPO法人やボランティア団体など、市民活動団体から事業提案をいただき、水戸市と企画段階からの協働を積極的に進め、また、市民の皆様にも協働のまちづくりに対する意識を高めていただくこと、平成22年度（2010年度）に創設しました。

NPO法人ウィメンズネット「らいず」と3年間にわたり取り組んできた本事業は、DVや虐待などをきっかけに心に傷を抱える子どもに対して、学生を派遣してきめ細やかなメンタルサポートを実施するもので、「らいず」の専門性を生かした水戸市のモデル事業になりました。

DV問題等は、遠い昔であれば各家庭や個人の問題であるというのが一般の方の認識でしたが、今日では、水戸市にとって重要な政策課題となっています。一見行政とは関わりが低いと思われがちな問題であっても、政策課題、行政課題になり得るニーズは山積しています。その潜在的ニーズを素早く発見し、柔軟に対応できるのが「らいず」をはじめとする市民活動団体の強みでもあり、本事業は、「らいず」の情熱と専門性の高い活動があったからこそ、市単独では対応できない部分を補完する成功事例といえます。

今後も、一人でも多くの子どもたちのケアを続けていただくとともに、社会や地域全体で支えていく機運を高めていくけん引役となって、引き続き活躍されることを願ってやみません。

◆メンタル・フレンド派遣事業 参加学生の声◆

◇最初は、よい経験になるだろうという期待感と、うまく勉強を教えられるか、という不安の相反する感情で揺れ、複雑な心境でしたが、2年が経ったいまでは、学習指導だけでなく、おしゃべりしたり、冗談を言い合ったりと、楽しい時間を過ごしています。心理領域で研究を進めている私にとって、貴重な体験を積む場にもなり、学習指導だけでなく、積極的に子どもたちとの関係を築いていきたいと思っています。(茨城大学3年・高橋直也)

◇担当したのは、幼稚園児から中学3年生まで。公園での縄跳びや室内でゲームやトランプなど、勉強ばかりでなく、時間の多くを仲良く楽しく触れ合うことに使ってきました。最近では、小6の児童と工作に挑戦。子どもの目線に合わせて接することを心がけ、今どんな気持ちなのか、何に興味があるのか、言葉以外のメッセージもくみ取るよう努めました。今後も、こうした姿勢を大切にして交流を深めていきたいと思っています。(常磐大学3年・寺門彩華)

常総市で「DVと子どもの虐待」相談員養成講座

「らいず」は、常総市の委託事業として、市民による「DVと子どもの虐待」相談員を養成する連続講座を、2012年7月まで実施しました。市町村は被害当事者にとって、緊急時の相談・保護から自立支援まで、身近な相談窓口としての役割を担っています。DVと子どもの虐待は関係性が高く、緊急度を増しているところから、市の要請を受けて「らいず」が企画・運営しました。

講座は5月からの6日間開催し、相談の基礎知識、支援の連携、DVと子どもの虐待の関係性、法律問題など幅広い内容を網羅、県内外の支援の専門家と弁護士、行政担当者、「らいず」スタッフが講師を務めました。地元市から福祉や女性・子どもの問題に関心のある男性を含む市民らが受講。ジェンダーの視点を大切にしながら相談現場を再現して考えるロールプレイも、講師の助言を受けて楽しく、熱心に学びました。締めくくりは、3か月間にわたる講座を受けて、市民相談員としての意欲と自信のほどはどうか、「らいず」三富の司会で、受講生代表によるパネル討論、グループワークを行い、今後の活動に繋がるよう、意見を交わすとともに、講座の成果を確認し合いました。

県内の自治体でこうした内容の濃い、総合的な講座は初の試みです。同市は、市民組織を母体とする相談員を育成し、活動の場を提供したい考え。「らいず」は常総市との協働をモデル事業に、他市町村でも講座が実現できるよう、波及効果を期待しています。
(三富和)



講座最終日のパネル討論④とグループワーク④=常総市

知識の活用と相談体制の整備へ

常総市市民協働課男女共同参画室

年々増加傾向にある、DVと子どもの虐待被害者を支援するための人材育成「DVと子どもの虐待相談員養成講座」を5月から7月に、6日間・全12講座を「らいず」に委託し実施しました。受講者は、公募した一般市民32人と関係職員合わせて40人が参加。受講生は熱心な方が多く、講座終了後も継続して開催を望む声が数多くあり、その声を受け1月末に研修会を開催しました。

今回の講座は、当市の外国人登録数が、県内2位と多く、DV被害を受けた外国人からの相談などもありましたので、外国人に対する支援も勉強することができました。法律が改正されても、問題点が多々あることを知り驚きました。「支援できること・できないことははっきりさせる」という教えを基本に、今回の講座で得た知識を有効に活用し、日ごろの被害者支援に携わっています。また、行政としては今後、被害者の正しい理解者を多く増やし、被害者が相談しやすい環境を整えたいと考えています。

被害者の相談に対しては、いつでも的確に迅速な対応ができるよう、関係部署でネットワークを設け、情報の共有化を図り、緊急時の保護対応や継続的な支援ができる体制を構築するよう検討して参りたいと思います。

市民相談員による継続発展を期待する

受講生 石塚 清美さん

参加した研修会はおおけれど、そこで貰った資料を一枚残らず大切に保管しているのは今回が初めてです。それは「実践の書」だからだと思います。DVに関する優れた一冊の本に匹敵し、今後の民生委員やいじめ相談などの私の仕事の場面でも、きっと生きて役立つと信じています。

私は三つに分けて学んだことを書きます。一つ目は、さまざまな場面でDV問題に力を尽くしてこられた方たちに出会えたことです。「らいず」ははじめ、すごい女性たちのすごい生き方に触れ、自分もその生き方に学びたいと思いました。

二つ目は、法の力を実感したことです。個人的な、恋人・夫婦・親子などの間に生じる苦しみや悩みを解決するためにも、法の力が欠かせないことを知り、生きて働く法律は一人ひとりの人生を守るためにあるのだと、学びました。同時に、専門的な知識やノウハウを身につけてこそ、被害者の力にもなれるのだと知りました。

三つ目は、私が教員時代に出会った教え子からのメッセージです。「先生、私みたいな目に遭っている子は、ほかにもいるよ。私の体験をみんなに知らせて」と言われたのは、彼女が大人になってからでした。実の父親からの性的虐待です。幼いときに始まり、その意味を知ったのは中学生になってからでした。講座で語られた「弱いほうに果てしなく連鎖する」という言葉が重く、切なく胸を締め付けます。見過ごせない問題の一つです。

最後に、この講座は「DV、児童虐待は女性・男性のみならず、社会の問題です」と明言された前市長の英断で実現しました。今後、市政で相談室設置等の諸事業が継続発展するよう、大いに期待しています。

茨城県「ハーモニー功労賞」をいただきました。

茨城県が、男女共同参画社会の形成に向けて、先駆的な功績があったとして贈る平成24年度「ハーモニー功労賞」に、「らいず」が選ばれ、12年11月30日、県市町村会館で行われた「ハーモニートップセミナー」の席上、表彰状などが授与されました。

「らいず」は団体の部の受賞で、本年度の受賞者は個人3人と4つの団体・事業所です。「らいず」からは表彰式に役員が出席。山口やちゑ副知事から、表彰状とたてを受け取りました。DV被害女性と子どもを支援するため、電話相談やシェルターの運営、メンタル・フレンド事業、デートDV講座などに積極的に取り組んでいる、というのが受賞の理由です。

決して社会の表面に出ることがない地道な活動ですが、それが評価されたことは、スタッフ、当事者にとっての励みとなれそうです。
(三富和)

外国籍女性のDV被害者支援

国際結婚と多文化共生

「らいず」2012年度総会&研修会

2012年6月24日、水戸市国際交流センターで、「らいず」の2012年度総会を開催。総会に続く研修会は、「国際結婚と多文化共生－外国籍女性のDV被害者支援」をテーマに、2人の講師を招いての対談となりました。

講師のレニー・トレンティーノさんは、宣教師として来日してまもなく、1990年代から神奈川県を中心に、DV被害を受けたフィリピン籍の女性やその子どもたちへの支援活動に関わるようになり、2002年「移住女性のためのエンパワメントセンター・カラカサン」の立ち上げに参加。その後、主要メンバーとして全国を奔走しています。



稲葉さん⑩とトレンティーノさん

日本人のDV被害者には届くようになった支援やサービスが、市町村によっては、外国籍の女性に全く届いていない実態が訴えられました。長期的に回復を支援する公共の制度と、母語でコミュニケーションがとれるコミュニティーの形成、そうした組織との連携が不可欠、と指摘します。

また、「カラカサン」にも携わりながら、「移住労働者と連携する全国ネットワーク」の国際人権部メンバーとしても活動している、茨城大学教員の稲葉奈々さんは、DV被害を受けた外国籍女性が、日本では、経済的にも法的にも、加害男性に依存しなければ生きていきにくい社会構造になっていると解説。また、外国籍女性の場合、通常であれば相談の過程を経るはずが、いきなり一時保護になるケースが多く、この点も外国語での支援体制が十分でないを読み取れると指摘しました。

短期滞在者ではなく、「生活者」として移住労働者を受け入れる仕組みづくり、また、親の貧困を子どもに連鎖させない支援制度の必要性を改めて認識。DV被害による不利益を被っても、なんとか踏ん張り、子どもを日本で育てたいと願う外国籍の女性たち。そうした母と子を地域で見守る役割の一端を、「らいず」もここ茨城で担っていく必要があると、改めて痛感した研修となりました。(坂場)

サポート日記

外国籍・Kさんとその子どもの支援

日本人男性と結婚した中南米系の女性とその子どもの支援にかかりました。結果的に女性と3人の子どもは、出国して、いま彼女の母国に滞在しています。外国籍女性の支援は、生活習慣の違いに加え、「言葉の壁」をどう乗り越えるかが重要なカギとなります。

結婚して10年というKさんは、近所からの通報もあり、地元市がすでに相談にのり、騒ぎになって警察が何回か来ていました。同国出身の友達もいないうえ、日本語をあまり話せず、理解できない。市の担当者は相談を受けても、「言葉がうまく通じない」ため、夫を通じて話をしていく様子で、夫の言い分を受け入れる担当者に、彼女は非常に不信感を持っていました。

「らいず」がかかわるようになって、思い切り母国語で話せるよう、同国人の通訳者に入って貰いました。通訳者は献身的、熱心でした。にもかかわらず、行政は通訳者の介入に難色を示しました。「らいず」の支援も妨げられ、ようやく母子との面談がなかったのは母国に帰る2日前。出国の決断を決定づけたのは、父親から長年、暴言・暴力を受ける母親を見てきた子どもたちが、父親のいる日本でなく、母親の親族が暮らす国を選んだことによります。

長く暴力被害を受けてきたことで、多くの場合、精神的に追い詰められ、混乱を生じているために、理路整然と話すことができにくい状況があります。外国籍女性にはさらに言葉の壁を乗り越え、意思の疎通をはかって信頼関係をどう結んでいくかが、行政・民間を問わず支援者が心して取り組まなければならない課題です。

とくに2012年7月から入国管理法が改正になり、新しい在留管理制度がスタートしました。たとえ「日本人の配偶者」であっても、再入国許可を取得せず、日本から出国した後、1年以内に再入国しないと、在留資格が失われる、などの厳しい条件です。出国前、Kさんに確認した限りでは、日本に戻って子どもを育て、教育したい意思を持っています。

Kさん、日本はDV被害女性が法律・制度的に守られ、子どもと生活する手立ては徐々にではあるけれど、整ってきたの。あなたと子どもたちが一日も早く帰国して、今度こそ私たちの支援に繋がりますよう、待っています。(三富和)

DV対策ネットワーク会議 茨城県医師会が初参加

茨城県内のDV対策に取り組む行政、関係機関が情報の共有と意見を交わす県DV対策ネットワーク中央会議は12年11月開き、県子ども家庭課は「第3次DV対策基本計画」の概要を報告しました。同年3月までに県が策定した基本計画は、DVの早期発見・治療に医療現場の役割は欠かせない、として、関係者会議に医療従事者(医師、看護師、助産師など)の参加を求めるなど、医療分野を組み入れた連携の強化を、重要な柱に盛り込んでいます。

これを受けて、例年中央で開催しているネットワーク会議

に今回は、県医師会の石渡勇副会長が出席。虐待を受けたとみられる子どもに対する診察・治療と通報体制を整え、認識を共有できるよう、病院内のスタッフ研修を定期的に行うなどしている児童虐待防止に向けた取り組みを紹介しました。妊娠などの悩み相談窓口は現在、県北、県央、県南、県西4ブロックの5か所の産婦人科医療機関に設置しており、今後増加の予定ということです。「らいず」は県の委託を受け取り組む「デートDV」事業の経過を報告。12年7月から新しい在留管理制度がスタートしたのを踏まえ、外国籍女性とその子どもの支援に関する提案をしました。(三富和)

2012年度 茨城県若年層に対するDV防止啓発事業から

2011年度から、茨城県の委託を受け取り組んだ若年層に対するDV防止啓発事業。2年目となる本年は、県内の高校、大学、専門学校、計28校31回のデートDV出前講座と、シンポジウムを開催。2年間の取り組みを総括しました。

シンポジウム「デートDVと若者たち —お互いを大切にする関係とは—」

12月2日、水戸市の常磐大学で「デートDVと若者たち—お互いを大切にする関係とは—」と題して開催したシンポジウムには、県内各地から、公的機関の職員や学校関係者、心理職の専門家や学生ら約100人が参加しました。

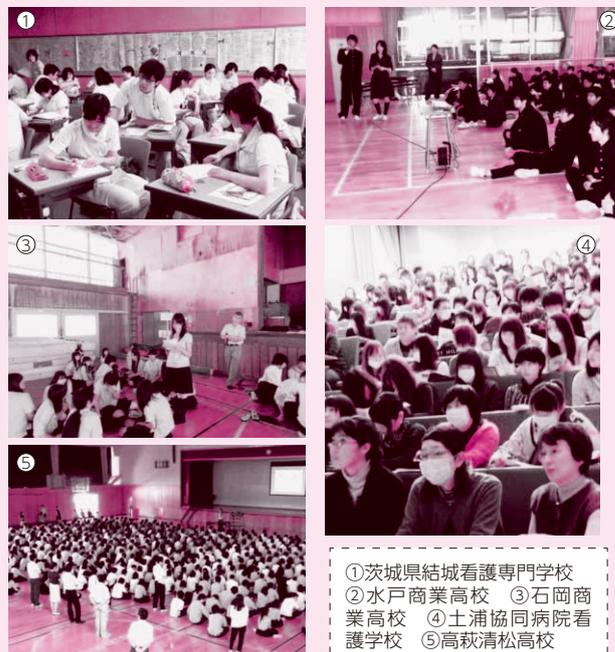


指導の進め方などで意見を交わしたパネルディスカッション=常磐大学

基調講演の講師は、公立の夜間高校で長年にわたり養護教諭を務め、TBSで放映された「3年B組金八先生」の養護教諭のモデルともなった高橋裕子さん。「デートDVと学校—人権としてのセクシャリティ尊重度から—」と題し、大人自身も、多様で自立した性のあり方を認めているか自分に問い直してみることを、相手を“尊重する”ことが何を意味するか、性教育や性的自立を学んできていない若者に、「安心、安全、同意があること」を、具体的に、同じ目線で理解させることの重要性を説きました。

後半のパネルディスカッションでは、埼玉県立草加東高校教諭の田島真広さん、茨城県立医療大学教授の加納尚美さん、県子ども家庭課長の小澤正哉さんが加わり、それぞれの視点から、デートDVの予防と教育、被害への対応について発表と意見交換がありました。田島さんは、学校では被害生徒に

デートDV出前講座・フォトアルバム



①茨城県結城看護専門学校
②水戸商業高校 ③石岡商業高校
④土浦協同病院看護学校 ⑤高萩清松高校

はもちろん、加害生徒にもチームで対応するのがカギ、と指摘。加害生徒の行動の変革に繋がるような論理療法を用いた指導の手法を紹介しました。当事業の委託元である県を代表して小澤さんは、DV根絶に向けて若年層への取り組みはますます重要であるとの見方を示し、パネリストや会場から力強い拍手が湧きました。(坂場)

デートDV出前講座

看護専門学校と大学の医療系学生を担当。7割のDV被害者が足を運ぶ医療機関(内閣府調べ)は、「第1の発見現場」ともなり得るため、そこで働く人たちの教育、意識啓発はとても重要です。ただちに医療の職場に立つ学生たちに、「医療のプロ」としてDV・性暴力被害者支援についての責務、医療の現状、役割も併せて理解してほしいと、欲張りな講義内容となりました。ある看護学校の講義後のワークでは、いきなり合作によるロールプレイ・ストーリーができて上演されたのは、うれしい驚き。こんな楽しくて、自由な発想を医療の場でも生かしてほしいと感じました。(三富和代)

担当した7校、それぞれ協力的でした。会場の雰囲気緩和と理解の促進にロールプレイを入れています。それに周知な準備と練習を重ねて本番に臨んでくれた学校があり、女生徒役の男子から、「練習でセリフを吐いた時、女子の気持ちがよくわかった」との感想が聞かれました。講話後のグループ演習(テーマを選んでの話し合い)に敢えて取り組んでくれた学校では、不登校を体験した生徒が「自分も陥ってしまうかもしれないと思った」などの本音を発表してくれた時は、この啓発活動の意義を深く感じた瞬間でした。今後の継続に、講師のさらなる養成が必須と感じています。(城倉純子)

DVについてほとんど知識のない生徒・学生に、DVの基本的な特徴を認識し、被害について敏感になってもらうことを目標にしました。10代、20代からこのような講座を受講することにより、今後の人間関係をより良好なものにすることができると思います。講座後のアンケートを見ると、「今まで普通だと思っていたことがデートDVだと分かり、驚きました」というコメントが複数ありました。今後も、この講座が、若い世代のDVに対する認識を少しでも深めるきっかけになるよう取り組んでいきたいと思っています。(前小屋千絵)

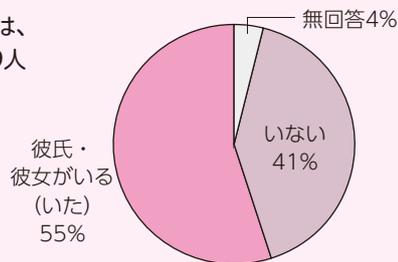
今年度初めてデートDV講座の一部を、看護学生に対して受け持ちました。DV被害に遭った人が最初に接触するかもしれない医療現場では、DVの知識は欠かせないものになります。学生たちはロールプレイなどで自身の振り返りをしながら、将来、DV被害者を支える側になった場合の基本的知識や心理的状況など真剣に受講してくれていました。私たちもさまざまな世代の動向に敏感になり、特に看護学生には専門性を持って丁寧に伝えていく必要があると感じました。(清水実千代)

デートDVアンケート調査結果（中間報告）

デートDV出前講座を実施した学校でアンケート調査を行いました。4109人(男子38.3%、女子60.0%、不明1.7%)のアンケートを集計した結果の一部をここで紹介します。（前小屋千絵）

☆これまでに恋人がいたことはありますか？

「ある」と答えた人は、全体のうち、2269人(55%)でした。



◆「ある」と答えた人に以下の質問をしました。

☆彼氏・彼女から、次のような行為をされたことはありますか？（被害経験について、複数回答）

- *大声をあげる、怒鳴る……………14.1 (%)
- *わざとバカにする、傷つくことを言う……………23.4
- *相手の前で物にあたり、壊す……………10.4
- *暴力を振るうと脅す……………4.7
- *秘密や人に知られたくないことをばらすと脅す……………4.8
- *友だちづきあいや行動を制限したり、監視する……………14.7
- *携帯電話のメールや履歴を細かくチェックする……………11.1
- *ケガをする可能性があるものを投げつける……………3.4
- *強く押す・突き飛ばす……………7.2
- *手のひらでたたく……………7.5
- *殴る、ける……………5.0
- *首を絞める……………3.3
- *無理やりキスしたり、セックスを強要する……………9.1
- *いつもお金を払わせる、借りたお金を返さない……………4.0

☆何らかの被害経験ををした人は、彼氏・彼女がいると答えた全体(2269人)の32.3%(735人)でした。

☆何らかの被害を受けたときに、どうしましたか？（複数回答）

我慢した……………235人 やり返した……………152人
嫌だと相手に伝えた……………210人 別れた……………103人

☆何らかの被害を受けたときに、誰(どこ)かに相談しましたか？（複数回答）

友だち……………269人 親……………8人
相談機関……………1人 先生……………0人 その他……………9人
どこにも相談しなかった……………342人

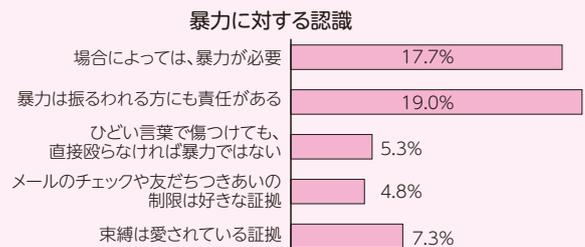
◆受講生全員に質問をしました。

☆講座の前にデートDVという言葉を知っていましたか？

初めて知った……………2116人 (51.5%)
言葉は知っていた……………1356人 (33.0%)
内容も知っていた……………538人 (13.1%)

☆暴力に対する認識

「暴力は決して許されない行為だ」と答えた人は全体の84.3%(3463人)。また、暴力に対してどのくらい肯定的な考えを持っているかを明らかにするために、いくつかの質問をしました。講座の中では、「暴力は振るう側の責任であって、振るわれる側には責任はない」と伝えていますが、講座を受講した生徒・学生の19%が、被害者にも責任があると捉えていることが分かりました。この点についてどう理解を促すかが今後の課題です。



～講師を担当して～

昨年に引き続き、高校での出前講座を担当。3校すべて1年生が対象でした。熱心に画面を見つめる生徒、下を向き時々顔を上げ画面を見る生徒、態度はさまざまですが、いずれの高校でも生徒たちは関心と興味を持って参加し、それぞれが、自分たちに必要な情報と受け取っていたようです。「もっと早く教えてよ」と、つぶやいた生徒がいました。子どもたちの周りに、興味本位で好奇心を満たすだけの情報が溢れている中、いつ正しい情報を与えるかは重要です。暴力に「NO」と言える勇気、気づく勇気、加害者にも被害者にもならないための情報を今後も発信していきたいと思います。

〈中条美智子〉

高校3校と看護専門学校1校を担当。看護専門学校では、社会人経験を持つ学生も多く、実施後のアンケートを見ても、女性も加害者となるDV事案があることへの言及が足りない、という指摘もあり、問題意識の高さを感じました。看護専門学校などでは、DVの基本的特徴や紋切り型の見方だけでなく、さまざまな調査データを客観的に捉え、DVの本質に迫る講義を提供する必要性を痛感。受講する側の“本気度”に応えられるよう、新たな工夫を積みみたいと考えています。

〈坂場由美子〉

～受講生の声～

- *デートDVのことを全然知らなかった。経済的な暴力など、暴力にもいろいろ種類があることに驚いた。自分には関係ないことだと思っていたけど、身近なことだと知った。そして、自分の気持ちをしっかり持って大切にしたいと思った。
- *暴力を振るわれた後、優しくされたりして人に相談しにくくなってしまふことがあるけど、暴力は絶対いけないことなので、迷わず相談することが大切なんだと思いました。
- *異性との関係を上手に保つことは大切だなと思いました。相手のこともきちんと考えたり、相手の言いたいことだけ言われた時に、自分の思いもしっかり言えるようにしたいと思いました。
- *話の中で一番納得したことは「アイ・メッセージ」です。この方法を使えば、恋人だけでなく友だちとの関係もあまり崩さずにできると思っています。今日の講話を忘れずに、自分が暴力を振るわないように強く心に思っています。
- *束縛と嫉妬の違いを知ることができました。異性だけでなく、友だち同士でも気をつけようと思いました。自分は慰めてくれるつもりでも、言葉によっては相手を傷つけてしまうと感じました。
- *「束縛」は愛じゃなくて弱さだと思う。相手を信じることができないから縛りつける。他の人にとられるのが怖いから縛る。自分に自信がないからだと思う。
- *どんなことがあっても暴力は絶対してはいけないことがよくわかりました。また、自分は気づかなくても相手に言葉の暴力を振るってしまうことがあるので、話すときは気をつけたい。

第15回全国シェルターシンポジウム2012 in はんなん・近畿 参加報告 (2012.10.13・14)

わたしのからだはわたしのもの DV・性暴力救援センターを全国に! ~とりもどそう性の自己決定権~

第15回全国シェルターシンポジウムは、わが国で最初の性暴力救援センター・大阪 (SACHICO) が中心になり2012年10月13、14日、大阪・阪南市で開かれました。根強く訴え続けている「女性への暴力の根絶」とともに、デートDVへの対応、警察や司法による二次被害の防止、医療機関の役割の重要性、などのテーマで意見が交わされました。「らいず」からは、6人が参加しました。=写真



ました。

全国女性シェルターネット共同代表の近藤恵子さん。「DV防止法ができて11年。窓口や支援活動は広がっているが、支援機能が劣化して逆行している。警察の態度は日を増すごとにひどくなり、司法の苛酷な状況も続いている」と、このところ問題視されている警察の被害者対応のあり方、裁判での加害者寄りの判決など例を挙げながら指摘しました。不平等な形から起こる暴力の根絶をはかるために、「女性の人權法としての性暴力禁止法をつくる必要がある」と締めくくりました。(三富正)

基調講演

**法的支援と救済の確立に向けて
「女性の人權保障」の視点で**

SACHICOの立ち上げからかわり、DVや性暴力、セクシャルハラスメントなどの事件関係の支援活動を続けている大阪の弁護士、雪田樹里さんが「性暴力被害者への法的支援の現状と課題」をテーマに基調講演。

支援員による24時間体制で活動しているSACHICOが2年間で受けた4835件の電話件数、1000件を超える来所件数、弁護士が相談を受けた件数など、法的支援を行うケースの増加傾向を示したあと、支援にたどり着きながら、「法律的な限界や司法の壁」によって十分な法的支援や救済を受けることのできない現状のあることを問題提起しました。

課題として、強姦罪など被害女性が不利な扱いになっている明治時代につくられた刑法の問題点とされている「性犯罪規定」の見直しの必要性、警察の捜査方法によって二次被害や被害者に負担のかかる訴訟手続きに支障が生じやすいこと、さらに、「性暴力被害に対する無理解や女性に対する偏見に基づいた裁判が目立つ」と指摘しました。(三富正)

パネルディスカッション

「性の自己決定権」を取り戻すために

SACHICO代表の加藤治子さんが、阪南中央病院の産婦人科医師として対応したさまざまな性暴力被害の実態を報告。「性虐待の事実の証明。損なわれたボディイメージの回復。傷つけられた自尊感情の回復を図るために産婦人科の役割は大きい」として、救急医療の側面を持つ産婦人科医療とあわせて法的支援、カウンセリング支援、生活支援のできる性暴力救援センターの拡充が必要だ、と訴えました。

被害体験女性のカウンセリングなどの支援、女性の生きやすい社会づくり活動を続けるウィメンズセンター大阪代表の高見陽子さん。「被害者の話を最初に聴く支援者が、『あなたは悪くない』と心から言えないといけない」として、支援者養成の重要性と、『しんどいねん』から始まる声に寄り添い、当事者が選択し決定する支援体制づくり」が大切だと強調し

分科会

**●別居・離婚後の子の監護(面会交流&共同監護)
~子の最善の利益のために~**

DV事案の別居・離婚で、子どもの監護はどうあるべきかー弁護士の長谷川京子さんは、昨年の民法改正に離婚時の養育費・面会交流の協議が盛り込まれてから、父親からの面会事件が急増している現状を説明。旧来の家父長制の延長で、「子に会うのは父親の当然の権利」という考え方が残る中、欧米で主流の「共同監護」「共同養育」を日本に導入する危険性を指摘しました。金沢大学の藤田恵子さんは、DV・虐待加害の父親との面会交流を経験した事例で聴き取り調査を実施。子どもの心情を無視した面会がいかにかに子に有害な影響をもたらすかを報告し、母親だけに「父親と面会させる責任」を一方的に負わせている状況こそ問題と訴えました。吉備国際大学の高橋睦子さんは、共同親権・面会交流への反省期に入っている国が欧米で出始めた例を挙げ、欧米の先駆的経験に学ぶ必要があると説きました。

子の監護は、父母の権利争いではなく、子どもを独立の人格主体であることを認め、子の身体的・心理的安全を最優先すべきーこの仕組みづくりに、被害者を支援する私たちも関わることが重要との思いを共有しました。(坂場)

**●性暴力裁判をめぐる状況
~ある障がいのある女性のケースから~**

JR西日本の障害者雇用枠で契約社員として働いていた脳性まひの障がいがあるシングルマザーMさんが事例発表。Mさんは上司から繰り返し性暴力を受け、会社や警察に告訴したが認められず、裁判に訴えました。一審では加害者が行為を認めたにも関わらず「証拠がない」「同意があった」とされ敗訴。誰も同じ被害に遭って欲しくないとの思いで、顔と名前を出し事件を公表。支援する会が立ちあがり、公正審理を求める署名は8千筆を超えました。

一方、告発後Mさんは会社で仕事を干され、様々な嫌がらせを受け、2012年3月雇止めを通告されました。性暴力被害を告発すれば被害女性側が責められるような現実があり、これは裁判の上でも例外ではなく、偏見に満ちた裁判が後を絶ちません。最高裁は2012年6月Mさんの上告を棄却。Mさんは新たな裁判を起こし闘っています。(中条)

全国シェルターシンポジウム2012 in はんなん・近畿

●DV・性暴力被害者への警察官対応マニュアル

「犯罪被害者支援要綱」「捜査員のための被害者対応マニュアル」など、主催者が入手した警察庁から都道府県公安委員会、警察機関に出された被害者支援関連の通達などが紹介されたあと、警察で被害者が体験したという「報告」をもとに、意見が交わされました。

3年前の夏の夜、顔見知りの男性による性犯罪被害に遭った女性の報告—。被害に遭ったあと警察にも行かず、職場を離れたあとに出会った女性弁護士の勧めで被害届として出すまで、1年かかったそうです。しかし、警察署では、「1年もたって普通は時効だ」「弁護士も余計なことをしてくれる」「慰謝料を取りたいの？」などと言われたあと、「現場検証」に呼び出されたり、取調室で「相手はやってないと言っている。これで終わり。やりたいなら民事で—」。パープルホットラインへの相談により病院への同行支援、診断書の提出で事態は変わったそうです。

警察関係の対応マニュアルが覆された事例報告に、専門職員の養成と配置、支援団体・市民が加わったチェック機関の設置など、二次被害を防ぐために警察との共通認識を持った働きかけの必要性が提案されました。(三富正)

●デートDV被害者の安心と安全を目指して

近年、デートDV予防教育は確立してきましたが、デートDV被害者は、「配偶者」ではないため、DV防止法の適用外となり、被害者は、十分な支援を受けられていないのが現状です。被害者の安心と安全をどのように確保するか、相談・支援現場での具体的な対応事例が出され、支援方法について意見交換がなされました。

イダ・ヒロユキさんから支援のノウハウとして、DVの定義、被害者への接し方、聞き取り項目、加害者への接し方など把握しておきたい対応について説明があり、貝原己代子、谷元絢子、石田邦子さんら、実際の支援に携わっている方々から、周囲が被害者に与える二次被害について、支援者自身のセルフケアの必要性について報告がありました。また、地方の狭いコミュニティの中で、デートDV関係から婚姻に至り、SOSが出せぬまま被害女性がみるみる力を奪われている事例が紹介され、支援者による根気強い見守りが必要であることが確認されました。(中条)

●DV・性暴力とアドボケイト

09年4月最高裁で強制わいせつ事件に無罪判決が出て以来、各地で無罪判決が相次いでいる、との危機感を受けて、井上摩耶子さん(日本FC学会)の司会で、フェミニストカウンセリングの視点に立ってアドボケイトする実践現場から報告・提言がありました。

福岡ともみさん(ウィメンズカウンセリング京都)は、DV被害女性が夫の命を絶ち、自分は一命を取り留めて被告人となった裁判で、当事者と警察・拘留所での面会を重ね、傍聴運動を続けた裁判員裁判の事例を紹介。検察側の主張が「殺人罪」であるのに対し、裁判の争点は「夫が同意していたか否か」。当事者は、弁護士が男性であるため、当初話すことを躊躇していた、と言いますが、話す言葉に耳を傾けて受容・共感し、彼女の気持ちや心理状態を代弁したことで、弁護士

との信頼関係が構築できた、とエンパワーメントの経緯を。DVやトラウマに対する理解を深めたことで、「彼女は自分に起きたこと、なぜ夫と一緒に死のうとするまで追い詰められてしまったか、を法廷で語る事ができた」と述べ、留置場・拘留所でのトラウマ心理教育とカウンセリングの必要性を提言しました。(三富和)

●女性への暴力根絶と被害者支援にかかる法整備について ～議員フォーラム…女性国会議員との意見交換

DV法に暴力被害の対象を含めることや、保護命令の期間延長などの対象拡大と申請時からの発令制度の確立、3年後の法見直し要求といったDV防止法三次改正に向けての現状報告のあと、国会情勢などについて、国会議員、地方議員から状況説明と意見交換がありました。

国会議員側からは、「DV防止法の保護命令制度の拡充に全力をあげたい。よりそいホットラインなど支援を提供する活動予算の継続に力を入れたい」などDV防止法とストーカー規制法の整備、調整に積極的に取り組んでいる姿勢が強調されました。デートDVの取り扱いについては、「交際相手の位置づけなど、法的議論が難しい」などの課題が示されました。(三富正)

あの悪夢のような東日本大震災から、早や2年が経とうとしています。岩手県陸前高田市をふるさととし、妹家族、叔母一家、大勢の身内を一瞬にして奪われた私にとって、この2年はあつという間だったような、長い長い夢を見ているような、不思議な時間でした。

私はあれ以来15回、陸前高田、大船渡、気仙沼市を訪れました。がれきの山はきれいに整理され、350人の命を奪った避難所だった体育館は跡形もなく、高校、市役所、市民会館もすべてが取り壊されようとしています。あの奇跡の一本松も、モニュメントとして残すために、いまは根元から切り倒され、町は始めから何もなかったような、ただの野原に変わっているのです。

ふるさと陸前高田市の復興を願って

「らいず」スタッフ 山口 紀代子

町がない、仕事も、おカネもない。生き残った人々は、この「ないないづくしの町」でひっそりと仮設住宅で、2年目の冬を越しました。せっかく生き延びた妹の夫は、被災後1年にして逝きました。頑張って、頑張っていたのに。「咲かせよう、さくら!!」と桜の植樹ができる日を心待ちにしていたのに…。心の痛みを思いやるすべがありません。

相変わらず被災地を見学すべく観光バスはやって来ますが、泊まる施設、買い物するお店もありません。ただ、通り過ぎるだけの町でしかないのです。

いま、「らいず」にできることは何でしょう。地元のお母さんたちが作った海産物を買って、販売に協力してあげること。それから、できれば地元の人たちの声を聴き、寄り添ってあげること。まだまだ復興は遠い道のりであり、その日まで被災地の人々は耐えて、この地で頑張っているのか。それが心配です。

「ほっとステーション」だより

安心して語れる環境づくりを

5年目を迎える今年から、参加者の利便性を考え、毎月開催するようになりました。また12年11月にはできるだけ最寄りの地域で参加できるよう、初めて県南でも開催しました。

「ほっとステーション」は、それぞれに深い苦しみや悲しみを経験し、問題を抱えているDV被害当事者が、お互いを理解しながら、語り合う場となっています。

参加者は、これまでの体験や現在の状況を語ったり、今まで周りの人に理解されなかった感情を、「安全な場所」で言葉にしています。他の参加者の話を聴きながら、自分を客観視し、今の自分の立ち位置を捉えることも可能となります。その過程で少しずつ自尊心を回復し、人との「つながり」を意識し、人との距離感を取り戻し始めています。

参加者の中には「ほっとステーション」を足がかりに新たな目標に向けて、次へのステップを踏み出したという報告もありました。今後も参加者が安心して語れるような環境づくりを心がけ、また心理ケアの知識や法律的な情報を提供しながら、当事者の直接的な支援の場としても機能するよう、運営に努めていきたいと思ひます。(清水)

部会だより

◆ヘルプライン部会

夫からの性的暴力に関する電話相談が増加傾向にあります。性的暴力がDVであると社会的に認識されてきたことの表れです。相談者は夫婦間の個人的な問題であると、混乱していることが少なくありません。相談員は、その気持ちに寄り添った上で、状況や気持ちを正確に理解し、整理することを心がけています。性的暴力は、夫婦であっても尊重されるべき一人の人間として、受けるべきでない被害です。それを念頭に置き、相談者に伝えるように努力しています。(土居)

◆地域ネットワーク部会

今年度の部会活動の柱。①水戸市との協働事業「メンタルフレンド派遣」で、学生と受け入れ先家庭との連絡調整。市、学生、「らいず」による報告会や勉強会を開くことでの、相互の連携強化の確認 ②自助グループ「ほっとステーション」の準備・運営では、毎月の開催に努めたほか、11月には新たに県南地域で開催。心理ケアや法律面などの情報提供の場として機能の拡充 ③当事者の自立に必要な生活物資の収集と管理。地域で生活を始めた被害当事者家族のもとを訪問し、繋がりを守る機会を深めました。(清水)

◆広報部会

ホームページに、デートDV出前講座の実施状況や、シンポジウム開催の案内を掲載してきました。問い合わせメール

を通じて、時折、被害者からの相談や、支援に関心のある方からのメールも寄せられます。ホットな情報を常にアップしていけるよう、努めたいと思ひます。(西山)

◆女性シェルター「セフティらいず」運営部会

今年入居した人たちの中の、一家族の日記を紹介します。〈入居初日〉「今日子どもたちを連れて家を出て来た。ここに着いたのは5時ごろ。スタッフが食材を買ってきてくれたので夕食は子どもたちと一緒に作って食べた。今までは旦那の機嫌をみながらの生活だったので、夕食もおいしくも楽しくもなかったけど、子どもたちとおいしい食事ができた。普通のことなんだけど、「幸せ」を感じる」

〈退居前日〉「明日は私と子どもたちの旅立ち。ここに来るまでは夢も希望もなかった。毎日が苦痛で。それでも子どもたちの前では泣けなくて。この世に神様なんていないんだって思っていたけど。でも 神様はいました。前だけ見て歩いていこう。力になってくれた皆さん、本当に有難うございました」。私たちこそ、力をもらいました。今後も新たな試練に出会うでしょうが、取り戻した力で乗り切ってくれることを願ひます。(三村)

◆事務局・会計担当

県委託事業「若年層に対するDV防止啓発事業」は学校からの要請もあり、昨年の3倍近くの出前講座を実施しました。毎年進入学する生徒・学生に対応して、継続して取り組む必要性を感じています。「らいず」の収入面では、会費納入状況の改善が必要と考えます。「セフティらいず」の利用者(一時保護委託)が例年に比べて少なく、シェルター維持経費の捻出に苦戦しています。(白井)

★WESTらいず

啓発を中心に始めた活動も、相談電話開設など、県西地域に少しずつ根を張りつつあると感じています。13年2月の筑西市で開催のシンポジウムの目的は、「官民一体でDVを身近な問題として考えたいーそれにはまず現状を良く知り、気づくことから始めよう」。昨年6月の筑西市でのDV殺人事件は、市民にはショッキングな出来事であったと同時に、どこでも、誰にでも起こり得る警鐘です。これからも地域に根差した活動を地道に継続します。(中条)

「らいず (RISE)」

- R : Right (権利)
I : Independence (自立)
S : Share (分かち合い)
E : Empowerment (力をつける)

「らいず」は、共に活動したり資金面で支えてくれる会員を募っています。詳しくは事務局へ。

2012年度の事業経過

Table with columns for dates (3/16 to 2/28) and descriptions of events such as 'DV出前講座', 'シンポジウム', '研修会', etc.